

私道公共下水道のしおり

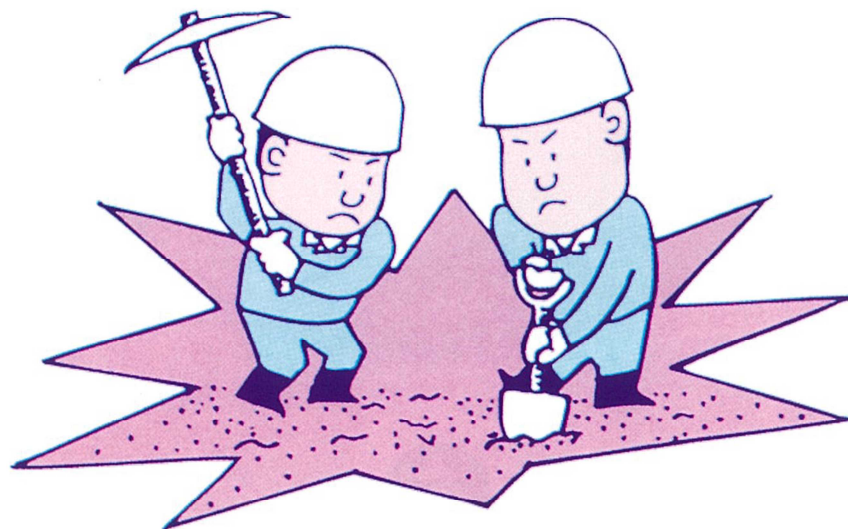


高 石 市

私道にも公共下水道管を

公共下水道管は原則的に、公費により公道に整備するものです。したがって、個人の所有地である私道は、所有者および私道利用者等が、個人負担で布設しなければなりません。

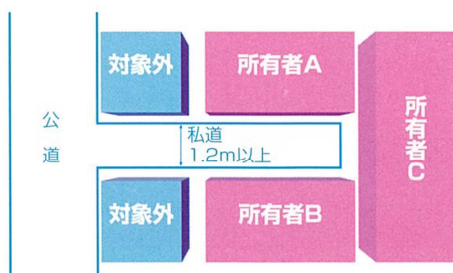
しかし、個人で公共下水道管を設置するには多額の金銭的負担を伴います。そこで、高石市では私道の公共下水道整備を促進し、私道に面した家屋の排水設備および水洗化の普及促進と環境衛生の向上を図るため、私道に面する住民の方々の要望により、一定の適用条件（基準）に適合した場合には、市が私道に公共下水道管を布設する制度を設けています。この制度を**高石市私道公共下水道設置制度**といいます。



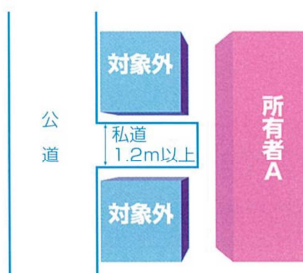
私道公共下水道が設置できる主な要件

私道公共下水道設置制度を適用するには、次のような要件を満たしていなければなりません。

- 私道の幅員が原則として1.2m以上あること。
- 公道に面する家屋を除き、私道に面する所有者の異なる家屋が2戸以上あること。
(下図参照)
- 当該私道に面する土地家屋所有者（要望者）が全員、設置を要望していること。
- 私道の所有者が、その私道に下水道管の布設を承諾していること。
- 土地の使用料が無償であること。
- 私道に面している家屋の全戸が下水道布設後、速やかに排水設備の設置を承諾していること。
- 私道に面する土地または家屋の所有者が、公共下水道事業受益者負担金の納付を承諾していること。



例1 設置可能な場合



例2 設置不可の場合

私道公共下水道設置要望から工事実施までの流れ

要望代表者

1. 要望地域で代表者を決めてください。
(代表者の方に要望地域みなさんの窓口になっていただきます。)

2. 私道公共下水道設置要望書 (様式第1号)
私道公共下水道設置調査依頼書 (様式第2号)
を提出してください。

5. 設置可能な場合は私道公共下水道設置申請書 (様式第4号) を提出してください。

なお、添付書類として

1. 私道公共下水道設置承諾書

(注) 私道の所有者 (共有者も含む) すべての方の承諾書が必要です。

また、印鑑登録証明書も忘れずに添付してください。

2. 区画図 (申請地の簡単な見取り図で結構です。)

代表者の方は、要望地域の皆さん方に市からの設置年度の通知をお知らせしていただきます。

提出

通知

提出

通知

高石市

3. 要望地域の調査

4. 私道公共下水道設置調査結果通知書 (様式第3号) で設置の可否を通知します。

6. 私道公共下水道設置申請書の審査

(すべての所有者の承諾書等がそろっているか審査します。)

なお、書類が整えば、すぐに工事に着手できるわけではありません。
予算確保や設計、積算等で工事実施までには数年かかりますので
ご了承ください。

7. 設計、工事の予算措置、施工時期を決定します。

8. 私道公共下水道設置決定通知書 (様式第5号) で設置年度を通知します。

9. 工事を実施します。

下水道に関するお問い合わせは
市、下水道課へ

〒592-8585 高石市加茂4丁目1番1号／TEL (072) 265-1001